

府 内 市 町 村 外 国 籍 住 民 施 策

調 査 報 告 書

令 和 2 年 1 月

大 阪 府
大 阪 市

- 目 次 -

・ 調査目的	1
・ 調査実施概要	1
・ 調査結果の要約	2
・ 調査結果の詳細	4
1 自治体の基本情報	4
2 多文化共生に関する取組状況	9
3 外国人向けの施策について	16
4 外国人労働者の雇用と施策の取組状況について	18
5 新たな在留資格「特定技能」制度について	21
巻末付録・他団体の取組	23
・ 滋賀県	23
・ 愛知県	30
・ 八尾市	36
調査票	41

．調査目的

大阪府域では、近年、外国人が増加傾向にあることに加え、2019年4月に改正された「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」による、新たな在留資格「特定技能制度」の創設に伴い、外国人のさらなる増加が見込まれる。

今後の外国人の円滑な受入れと共生社会づくりの推進に向けた対応策を検討するうえでの基礎資料とするため、府内市町村における外国人の支援状況と課題を把握する調査を実施する。

．調査実施概要

1．調査方法

アンケート調査

2．調査対象

大阪府内 43 市町村

3．調査実施期間

令和元年 8 月 16 日～令和元年 9 月 17 日

4．回収数

43 市町村（回収率 100.0%）

5．報告書の表記について

- ・本報告書の中の図表の数字は、回答者数を母数にした比率（%）を表しています。
- ・集計結果は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、表示した比率の合計が 100.0%とならないことがあります。
- ・複数の回答を依頼した質問では（複数回答）と表示しています。複数回答の比率の合計は 100.0%を超えることがあります。
- ・各質問の回答者数は（N= ）として示しています。

・調査結果の要約

1 . 自治体の基本情報

全人口に占める外国人人口の割合は大阪府全体で 2.0%を超える。大阪府内の 43 団体のうち、7 団体で外国人人口が 2.0%を超えている。また、外国人が集住していると把握・認識しているのは 16.3%に当たる 7 団体で、国籍は中国、ベトナム、フィリピンなどのアジア圏となっている。

市町村の体制をみると、4 割弱が多文化共生の推進を総合的に所管する部署を設置しているが、外国人労働者の確保や労働環境の改善を所管する部署の設置は 1 割となっている。

2 . 多文化共生に関する取組状況

現在は、「教育」「日本語及び日本社会に関する学習支援」「地域における情報の多言語化」分野が重点的に取り組まれている。具体的な取組としては、「教育」においては、通訳や学習支援が必要な小学生に対する通訳者派遣事業の実施、「地域における情報の多言語化」では、ホームページ等の多言語化の取組が見られた。

一方、今後の課題としては「地域における情報の多言語化」に加え「防災」分野も重視されており、「避難所での多言語化」「災害時の通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働」「災害等への対応」は 5 割以上が今後の拡充・着手の必要性を認識している。

3 . 外国人住民向けの施策について

情報発信の工夫や外国人の意見の施策反映等について調査した。

外国人向けの情報発信で配慮していることは、約半数が「ICTを活用した通訳・翻訳を行っている」としている。また、在住外国人の意見が自治体の施策に反映されるための工夫の実施率は 3 割にとどまる。

在住外国人との近隣トラブルは、「問題は生じていない」が 32.6%となっている一方で、「ゴミ出し」32.6%、「騒音」14.0%となっている。

4 . 外国人労働者の雇用と施策の取組状況について

市町村において、外国人労働者の状況（人数や国籍等）は把握できていないことが分かった。外国人労働者の増加により、労働力不足の解消等に期待を示す団体がある一方で、日本語教室のマンパワーの限界や、役所のノウハウ不足による受入れ体制の整備を課題にあげる団体もある。

5 . 新たな在留資格「特定技能」制度（H31.4 改正入管法施行）について

特定技能分野での就業有無について、「該当なし（不明含む）」が 86.0%となっている。また、「受入れ体制が不十分」「企業からの要望等がない」「今後検討する」との回答があった。今後の事業展開

として、日本語教室の充実化や現状把握・課題整理を行っていくという回答があった。

・調査結果詳細

1. 自治体の基本情報

(1) 自治体の概況(平成31年1月1日住民基本台帳)

(ア) 全人口(実数回答)

(イ) 外国人人口(実数回答)

(ウ) 全人口に占める外国人人口の割合(実数回答)

府内平均より高い団体は4団体である。外国人人口、全人口に占める外国人人口の割合ともに最も高い団体は大阪市であり、府全体の外国人人口の過半数を占めている。

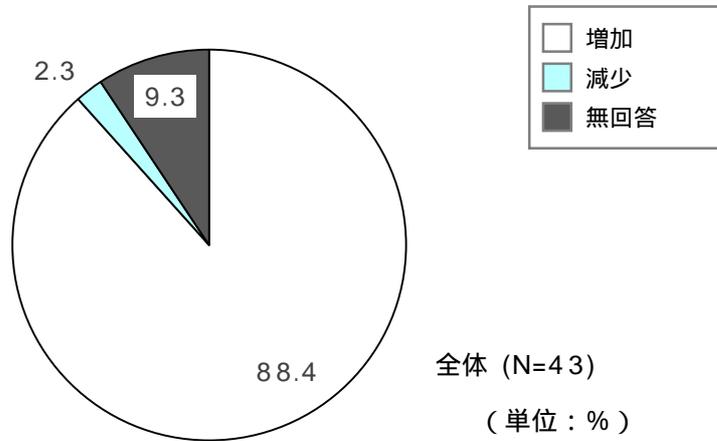
市町村	(ア) 全人口 (人)	(イ) 外国人人口 (人)	(ウ) 全人口に 占める 外国人 人口の割合
大阪市	2,714,484	137,467	5.06%
堺市	837,773	14,142	1.69%
岸和田市	195,350	2,288	1.17%
豊中市	406,593	5,592	1.38%
池田市	103,655	1,933	1.86%
吹田市	371,715	5,434	1.46%
泉大津市	74,824	1,268	1.69%
高槻市	352,496	3,091	0.88%
貝塚市	86,974	829	0.95%
守口市	143,458	2,478	1.73%
枚方市	402,529	4,374	1.09%
茨木市	282,018	3,384	1.20%
八尾市	266,943	7,383	2.77%
泉佐野市	100,702	1,935	1.92%
富田林市	111,898	1,221	1.09%
寝屋川市	233,484	2,878	1.23%
河内長野市	105,924	574	0.54%
松原市	120,321	1,542	1.28%
大東市	120,759	2,809	2.33%
和泉市	186,060	2,366	1.27%
箕面市	138,368	2,831	2.05%
柏原市	69,529	1,341	1.93%

市町村	(ア) 全人口 (人)	(イ) 外国人人口 (人)	(ウ) 全人口に 占める 外国人 人口の割合
羽曳野市	111,955	981	0.88%
門真市	122,656	3,024	2.47%
摂津市	85,855	1,361	1.59%
高石市	57,875	539	0.93%
藤井寺市	64,916	681	1.05%
東大阪市	490,217	17,971	3.67%
泉南市	62,220	730	1.17%
四條畷市	55,802	561	1.01%
交野市	77,901	501	0.64%
大阪狭山市	58,547	388	0.66%
阪南市	54,534	353	0.65%
島本町	30,891	193	0.62%
豊能町	19,694	88	0.45%
能勢町	10,114	84	0.83%
忠岡町	17,166	513	2.99%
熊取町	43,773	283	0.65%
田尻町	8,809	150	1.70%
岬町	15,825	186	1.18%
太子町	13,444	89	0.66%
河南町	15,635	118	0.75%
千早赤阪村	5,262	23	0.44%
大阪府計	8,848,948	235,977	2.67%

2.0%以上

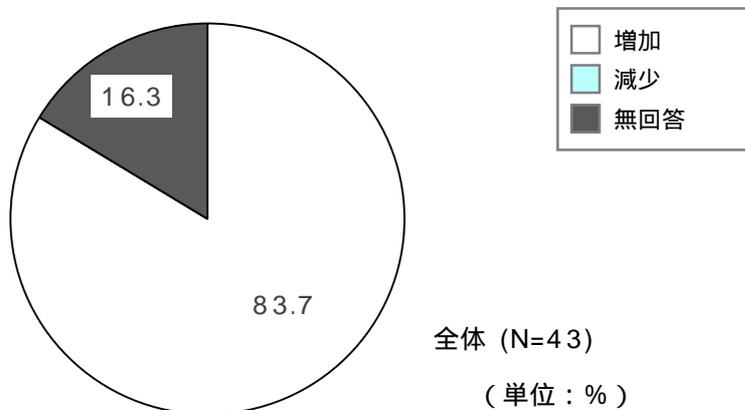
(エ) 外国人人口の増減 (平成 25 年 3 月との比較) (単一回答)

外国人人口の増減は、「増加」が 88.4%、「減少」が 2.3%となっている。



(オ) 外国人割合の増減数 (平成 25 年 3 月との比較) (単一回答)

外国人割合の増減は、「増加」が 83.7%で、「無回答」を除いたすべての団体で外国人割合が増加している。



(2) 在留外国人の概況(平成31年1月1日時点)

(ア) 外国人人口の多い国籍(上位3つ)

外国人人口の多い国籍は、「韓国・朝鮮」がすべての団体で、次いで「中国」97.7%、「ベトナム」79.1%となっている。

外国人人口の多い国籍(上位3つ)

全体(N=43)

国籍	回答 団体数
韓国・朝鮮	43
中国	42
ベトナム	34
フィリピン	7
ブラジル	2
インドネシア	1
ガーナ	1
タイ	1

(イ) 外国人人口の多い在留資格の種類(上位3つ)

外国人人口の多い在留資格の種類は、「永住者」が39団体で最も高く、次いで「特別永住者」34団体、「留学」13団体となっている。

外国人人口の多い在留資格(上位3つ)

全体(N=43)

国籍	回答 団体数
永住者	39
特別永住者	34
留学	13
技能実習2号口	9
日本の配偶者	8
技術・人文知識・国際業務	5
技能実習1号口	5
定住者	3
技能実習	1
研修	1
家族滞在	1
無回答	3

(ウ) 外国人の年齢別人口割合 (実数回答)

(エ) 外国人の男女別人口割合 (実数回答)

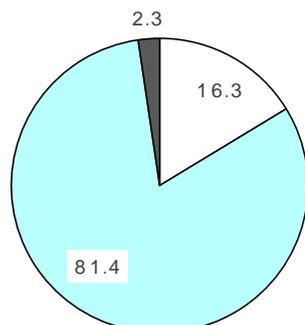
府域の外国人の年齢別人口割合をみると、最も高いのが15～64歳の層で、78.1%となっている。また、男女別人口割合では、女性が51.4%で、男性より2.8ポイント、高い状況である。

市町村	年齢			性別	
	14歳以下	15～64歳	65歳以上	男性	女性
大阪市	6.3	78.0	15.7	48.0	52.0
堺市	8.2	79.7	12.1	50.1	49.9
岸和田市	5.0	78.0	17.0	52.0	48.0
豊中市	7.9	79.3	12.9	49.5	50.5
池田市	8.2	82.9	9.0	53.4	46.6
吹田市	6.2	83.1	10.7	48.0	52.0
泉大津市	4.9	71.6	23.5	45.7	54.3
高槻市	5.8	77.9	16.3	46.6	53.5
貝塚市	3.4	85.0	11.6	50.0	50.0
守口市				45.9	54.1
枚方市	8.3	80.7	11.0	49.9	50.1
茨木市	7.2	83.2	9.6	47.1	52.9
八尾市	10.3	72.5	17.2	49.9	50.1
泉佐野市	6.0	89.0	5.0	44.0	56.0
富田林市	5.6	82.9	11.5	55.8	44.2
寝屋川市	5.8	75.6	18.6	48.6	51.4
河内長野市	5.2	79.6	15.2	52.8	47.2
松原市	6.4	78.9	14.8	51.3	48.7
大東市	7.9	81.6	10.6	52.0	48.0
和泉市	5.4	77.3	17.3	49.8	50.2
箕面市	6.8	86.6	6.6	47.8	52.2
柏原市	6.3	79.9	13.9	52.7	47.3
羽曳野市	4.0	79.2	16.8	45.0	55.0
門真市	8.1	78.2	13.8	48.6	51.4
摂津市	5.3	80.9	13.8	55.0	45.0
高石市	6.9	79.4	13.7	50.1	49.9
藤井寺市	5.1	79.2	15.7	47.1	52.9
東大阪市	7.0	72.0	21.0	49.0	51.0
泉南市	5.6	83.4	11.0	51.6	48.4
四條畷市	5.2	78.8	16.0	48.3	51.7
交野市	7.8	79.2	13.0	47.5	52.5
大阪狭山市	5.1	83.0	11.9	47.2	52.8
阪南市	5.0	80.0	15.0	54.0	46.0
島本町	3.0	76.0	21.0	43.0	57.0
豊能町	3.4	72.7	23.9	42.0	58.0
能勢町	-	76.2	23.8	56.0	44.1
忠岡町	5.0	66.0	29.0	49.0	51.0
熊取町	3.5	86.2	10.2	59.0	41.0
田尻町	3.3	93.4	3.3	47.3	52.7
岬町	2.7	79.6	17.7	44.6	55.4
太子町	-	87.0	13.0	67.0	33.0
河南町	3.4	86.4	10.2	62.7	37.3
千早赤阪村	8.7	82.6	8.7	61.0	39.0
大阪府計	6.6	78.1	15.3	48.6	51.4

単位：%

(オ) 外国人が集住していると把握・認識されている地域の有無 (単一回答)

外国人が集住していると把握・認識されている地域の有無は、「ある」が16.3%、「ない」が81.4%となっている。また、集住地域において把握されている国籍は「中国」、「ベトナム」の順に高くなっている。



全体 (N=43)
(単位：%)

把握・認識している国籍

国籍	回答団体数
中国	4
ベトナム	3
フィリピン	2
韓国・朝鮮	1
インドネシア	1

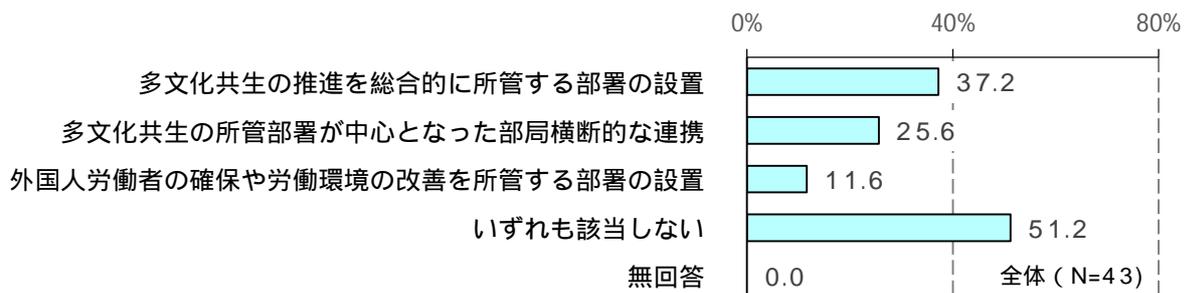
(3) 庁内体制

- (ア) 多文化共生の推進を総合的に所管する部署の設置の有無(単一回答)
- (イ) 外国人労働者の確保や労働環境の改善を所管する部署の設置の有無(単一回答)
- (ウ) 多文化共生の所管部署が中心となった部局横断的な連携の有無(単一回答)

庁内体制は、「多文化共生の推進を総合的に所管する部署の設置」が37.2%であり、「多文化共生の所管部署が中心となった部局横断的な連携」25.6%、「外国人労働者の確保や労働環境の改善を所管する部署の設置」11.6%と続く。一方、「いずれも該当しない」団体も約半数みられる。

文化共生の所管部署が中心となり、部局横断的な連携をとっている例として、以下の取組が回答されていた。

- 教育や保健、福祉など、多文化共生に関係する部署で構成される会議体等の設置
- 国際交流協会を通し、生活に関わる相談や在住外国人向けの各種ガイドブックの作成
- 部局連携によるアンケート調査の実施
- コミュニケーション面での支援(各所管部署における外国人向けの対応について多文化共生担当が相談を受け、情報提供の方法に対する助言や、通訳・翻訳ボランティアの派遣等を行う)



2 . 多文化共生に関する取組状況

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野及び今後拡充・新たに着手が必要と考える取組

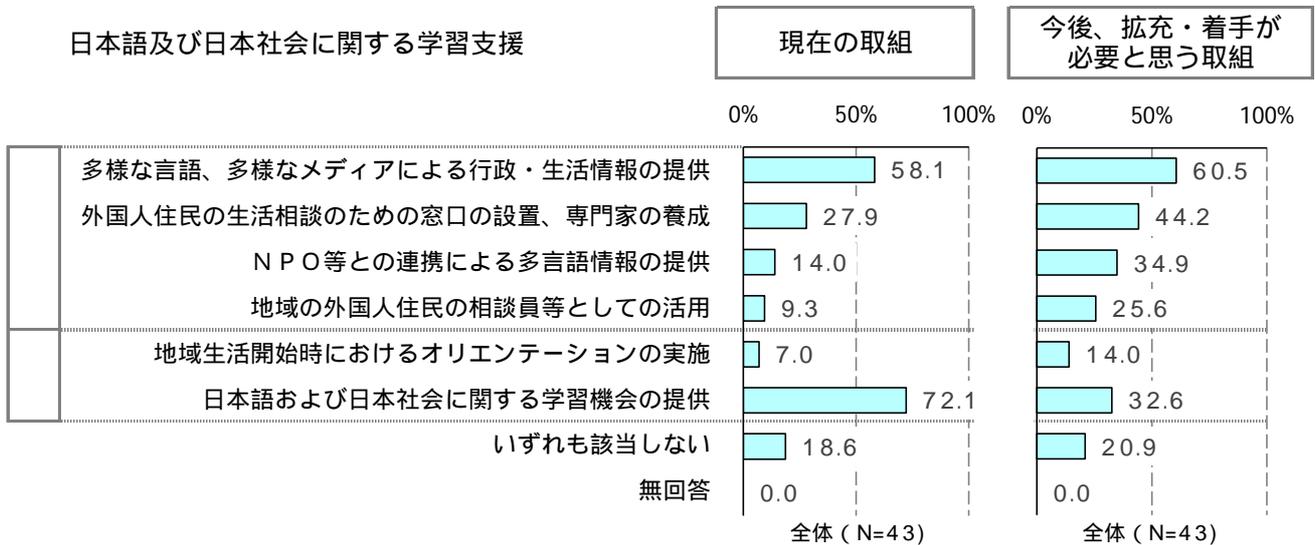
(ア) コミュニケーション支援 (複数回答)

コミュニケーション支援の取組状況について、現在の取組をみると、「日本語および日本社会に関する学習機会の提供」が72.1%で最も高く、次いで「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」が58.1%であった。

また、今後、拡充・着手が必要と思う取組をみると、「多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供」が60.5%と最も高くなっており、現在の取組に加え、その必要性を重視する団体が多いことがうかがえる。

地域における情報の多言語化

日本語及び日本社会に関する学習支援



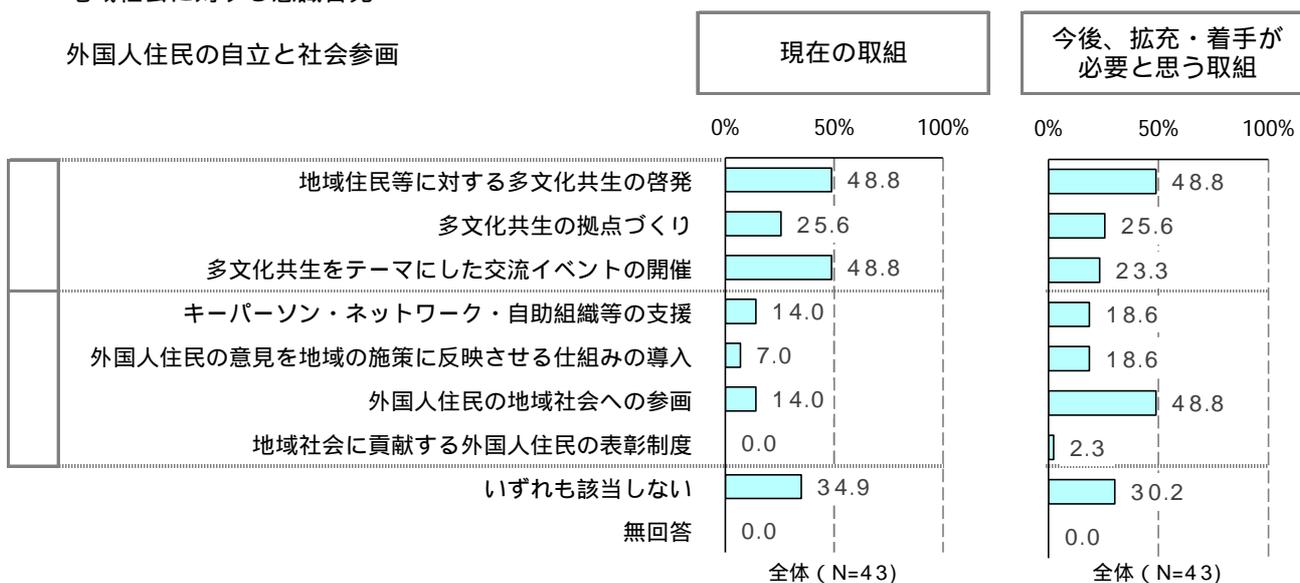
(ウ) 多文化共生の地域づくり (複数回答)

多文化共生の地域づくりの取組状況について現在の取組をみると、「地域住民等に対する多文化共生の啓発」「多文化共生をテーマにした交流イベントの開催」がいずれも 48.8%で最も高い。

生活支援の取組状況について、今後、拡充・着手が必要と思う取組をみると、「地域住民等に対する多文化共生の啓発」「外国人住民の地域社会への参画」がいずれも 48.8%で最も高くなっている。「外国人住民の地域社会への参画」は現在の取組率は 14.0%にとどまるが、必要性の認識は高い。

地域社会に対する意識啓発

外国人住民の自立と社会参画



(エ) その他 (自由回答)

多文化共生に関して現在取り組んでいる分野及び今後拡充・新たに着手が必要と考える、「その他」の取組みとして4団体から回答が得られた。

現在の取組事例として、「大阪府多言語遠隔医療通訳サービス () の活用」があげられている。

大阪府多言語遠隔医療通訳サービス

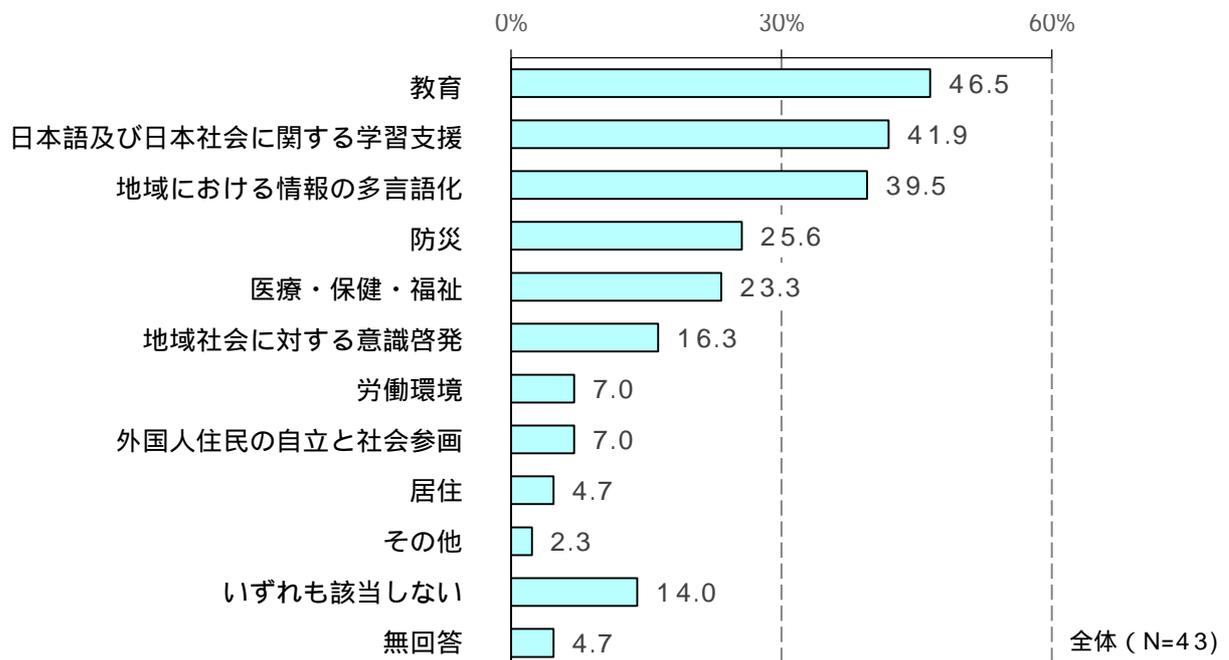
大阪府で実施する取組。外国人患者を受け入れた際の言語・コミュニケーションに対する課題を支援するため、救急告示医療機関や休日夜間診療所等を対象に英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語については24時間、ベトナム語、タガログ語については、試験的に平日日中のみ対応の多言語遠隔医療通訳サービスを実施しており、休日夜間診療所等のサービス利用登録も進んでいる。

(2) 特に重点的に取り組んでいる分野

「現在の取組」で選択した分野のうち、特に重点的に取り組んでいる分野（複数回答）

多文化共生に関して特に重点的に取り組んでいる分野は、「教育」が46.5%で最も高く、次いで「日本語及び日本社会に関する学習支援」41.9%、「地域における情報の多言語化」39.5%となっている。

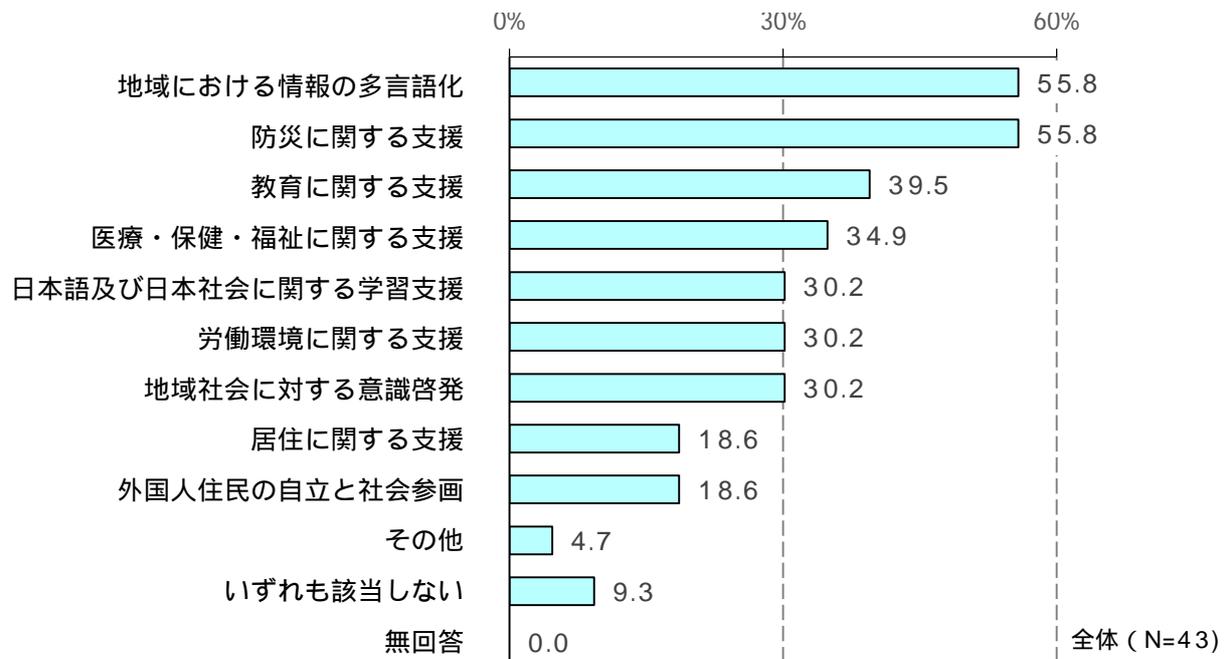
具体的な取組例として、最も高い「教育」では、通訳や学習支援が必要な小学生に対する通訳者派遣事業の実施等があげられている。また、「日本語及び日本社会に関する学習支援」では、市による日本語教室の開設等が、「地域における情報の多言語化」では、市のホームページの多言語化をはじめ、災害時の情報発信や母子手帳の外国語版の作成、検診時等、必要に応じた通訳手配等があげられている。



(3) 現在課題と認識している分野

(ア) 現在課題と認識している分野 (複数回答)

多文化共生に関して現在課題と認識している分野は、「地域における情報の多言語化」、「防災に関する支援」がともに55.8%と最も高く、「教育に関する支援」39.5%、「医療・保健・福祉に関する支援」34.9%の順になっている。



(イ) 課題と認識している分野の内容 (自由回答)

多文化共生に関して課題と考える内容について、29 団体から回答が得られた。以下、回答を一部抜粋。

○地域における情報の多言語化

- ・ 様々な国からの外国人住民の増加により、多様な言語への対応が必要

○防災

- ・ 防災に関する知識や災害時の情報提供 (多言語等)
- ・ 避難所での多言語化

○教育支援

- ・ 日本語指導が必要な子どもの急増
- ・ 多言語化への対応及び母語支援

○日本語学習支援

- ・ 市民ボランティア等担い手の不足

○医療・保健

- ・ 外国人が安心して病院に通える環境整備 (言語の壁が課題)
- ・ 命に関わる場合もあり、通訳ボランティアの派遣が困難
- ・ 日本語が話せない外国人は、保健指導・健康相談以前に検診や健診を受けない場合が多いため、外国人に向けた啓発や、検診等を受けやすい体制づくりが必要

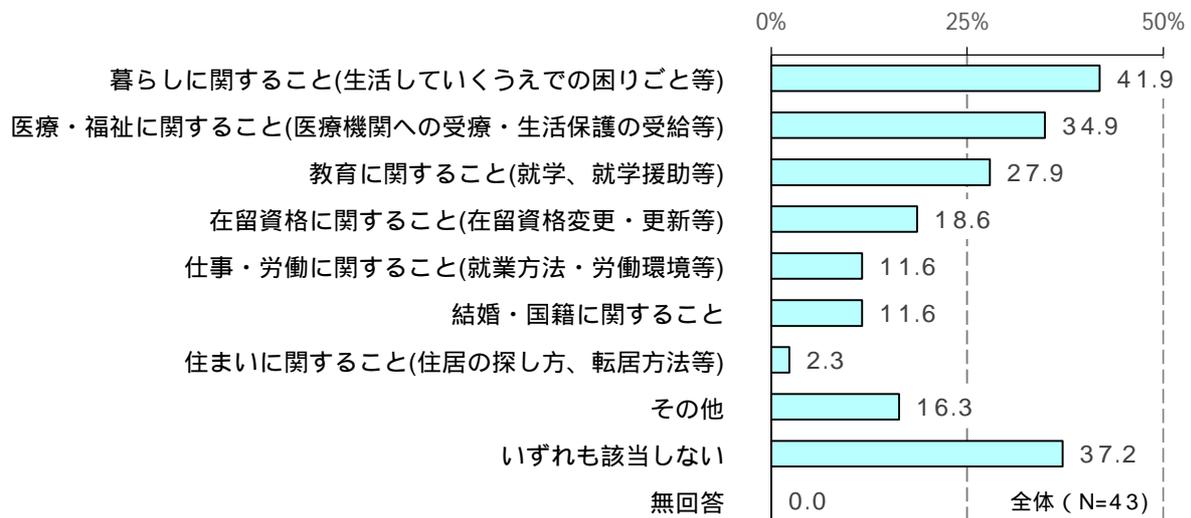
○全般

- ・ 分野に限らず、外国人が増加する実態に対応できるよう、日本語学習や通訳・翻訳の整備など、総合的な取組を強化

(4) 外国人相談

(ア) 外国人相談で多い相談内容(上位3つ)(複数回答)

外国人相談で多い相談内容は、「暮らしに関すること」が41.9%で最も高く、次いで「医療・福祉に関すること」34.9%、「教育に関すること」27.9%となっている。また、37.2%は「いずれも該当しない」となっている。



(イ) 相談対応の中で工夫していること(自由回答)

外国人の相談対応の中で工夫していることについて、20 団体から回答が得られた。

具体例として、多言語に対応できるよう、「翻訳機や通訳アプリの入ったタブレット等の配備」をはじめ、「大阪府国際交流財団(OFIX)や市町村の国際交流協会等との連携」、「他団体等からの情報収集」など、各団体の実態に沿った工夫を凝らしているところである。一方で、「相談窓口の未整備」や「外国人からの相談がない」といった回答もみられた。

(イ) 相談対応の中で苦労していること(課題)(自由回答)

外国人の相談対応の中で苦労していること(課題)について、18 団体から回答が得られた。

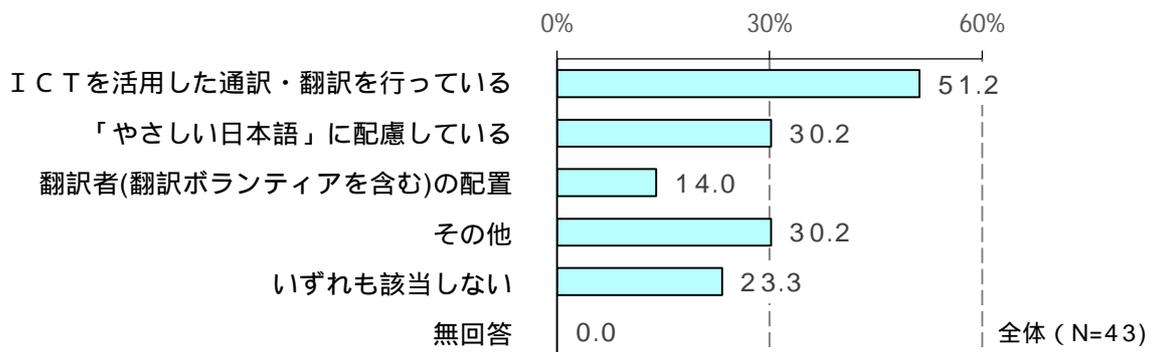
「多言語対応・コミュニケーションをとることの難しさ」や「多岐にわたる専門相談への対応の限界」等をあげる団体が13 団体と、多くみられたところである。翻訳機を導入しても、精度に不安があるという意見があり、通訳者の確保も困難な状況であるために、広域的な仕組みを求める声もあがっている。

3 . 外国人向けの施策について

(1) 外国人への情報発信

(ア) 自治体の媒体（ホームページ等）やイベント等における多言語対応の配慮（複数回答）

自治体の媒体における多言語対応の配慮について、「ICTを活用した通訳・翻訳を行っている」が51.2%で最も高く、約半数の団体で実施している。次いで、「『やさしい日本語』に配慮している」が30.2%となっている。「その他」30.2%では、「ホームページの多言語化」を多くの団体があげており、英語・中国語・韓国語が多くなっている。また、「ごみの分別収集日が分かるカレンダー」を英・中・韓に加え、スペイン・ポルトガル語で作成・配付している団体も見られたところである。



(イ) 外国人へ必要な情報を効果的・効率的に届けるための工夫（自由回答）

外国人へ必要な情報を効果的・効率的に届けるための工夫について、18団体から回答が得られた。

「ホームページの多言語翻訳」をはじめ、「『やさしい日本語』での情報発信」、「自治体広報誌の多言語版の作成・発行」を行う団体が15団体と、多くみられる。また、災害時やHIV等の感染症の正しい知識の理解を深めるための情報発信方法として、「地域の日本語教室等との連携」をあげる団体もある。

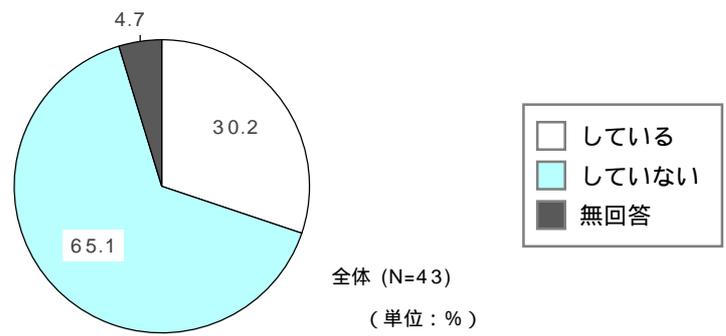
(2) 外国人と地域社会の関係

(ア) 在住外国人の意見が自治体の施策に反映されるための工夫(単一回答)

在住外国人の意見が自治体の施策に反映されるための工夫について、「している」30.2%、「していない」65.1%となっている。

「している」と回答した団体における具体的取組として、「外国人住民等を対象としたアンケート・調査の実施」、「団体の各種審議会の委員として多国籍交流の団体の代表者等の参画」、「外国人住民の意見交換の場として『外国人市民会議』の開催」などがあげられており、幅広く意見聴取・施策推進に向けた体制整備に取り組んでいるところである。

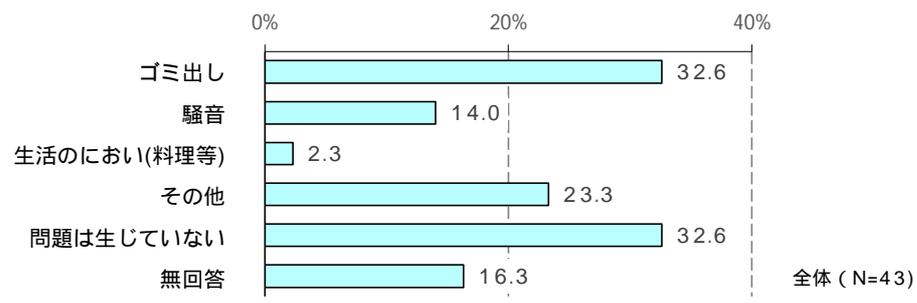
一方、「していない」と回答した団体は、その理由として、「役所の体制が不十分」、「外国人住民が少数」等をあげている。



(イ) 在住外国人との近隣トラブル等の問題の有無(複数回答)

在住外国人住民との近隣トラブル等の問題は、「ゴミ出し」、「問題は生じていない」がともに32.6%と最も高くなっている。ゴミの分別ルールが分からないことによるトラブル(ゴミが収集されずに残される等)などの回答が多く見られた。

一方、トラブルについて「把握していない」団体も多い状況にある。



(ウ) 問題の解決に向けた取組(自由回答)

在住外国人との近隣トラブル等の問題の解決に向けた取組について、16 団体から回答が得られた。

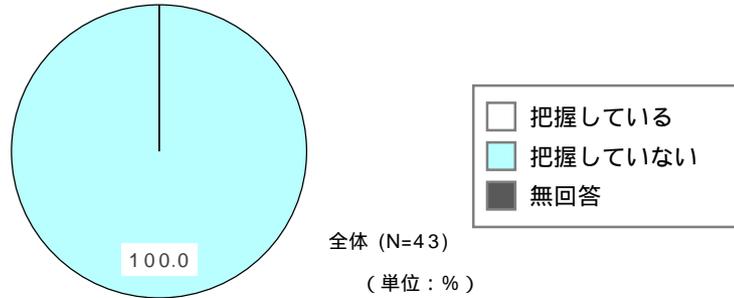
最も多い回答は、「ゴミの出し方について、多言語で説明した冊子の作成・配布」が7 団体であった。そのほか、「原因となったトラブルについて、外国語によるチラシの配布」、「日本語教室に相談があった場合は、庁内関係課と課題解決に向け共有、必要な支援を検討」、「地区自治会との話し合いの場の設置」といった回答もあった。

4 . 外国人労働者の雇用と施策の取組状況について

(1) 雇用状況について

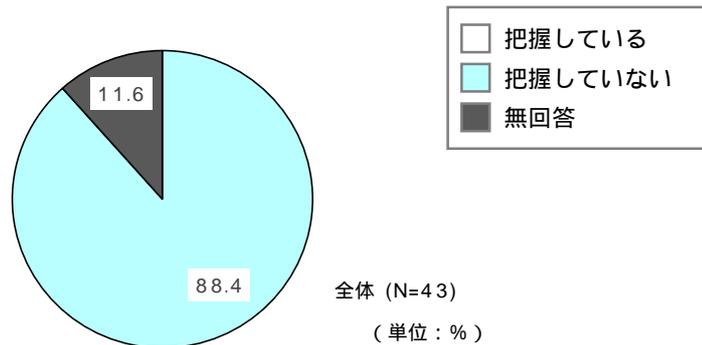
(ア) 外国人労働者数（在勤または在住）の把握（単一回答）

外国人労働者数の把握について、「把握していない」が 100.0%であり、府内全団体において現状把握していない状況である。



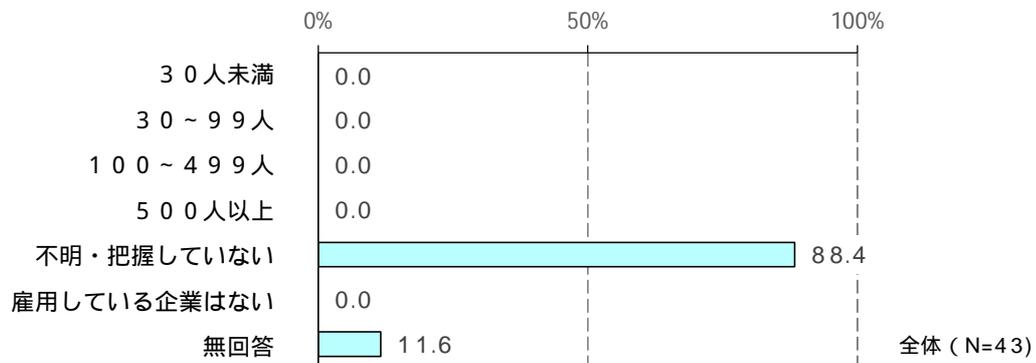
(イ) 外国人労働者が多い国籍・在留資格・産業分野（単一回答）

外国人労働者が多い国籍、在留資格、産業分野について、「把握していない」が 88.4%、無回答が 11.6%である。



(ウ) 外国人労働者を雇用している企業数（複数回答）

外国人労働者を雇用している企業数について、「不明・把握していない」が 88.4%を占めている。



(2) 自治体における取組状況について(自由記述)

(ア) 外国人材の雇用や労働環境関連の取組内容(自由回答)

外国人材の雇用や労働環境関連の取組内容について、17 団体から回答が得られた。

最も多い回答は、「外国人労働者の雇用に関するセミナー実施」が4 団体であり、事業者を対象に法令や制度等の周知に取り組んだり、地元商工会議所と連携している団体もみられたところである。一方で、「現在、取組を行っていない」団体も9 団体みられた。

(イ) 外国人労働者が増加していく場合に期待していること(自由回答)

外国人労働者が増加していく場合に期待していることについて、32 団体から回答が得られた。

最も多い回答は、「労働力不足の解消」が25 団体であり、「地域コミュニティの活性化」、「税収の増加」、「企業のグローバル化」、「国際理解の推進」をあげる団体も12 団体あった。

(イ) 外国人労働者が増加していく場合の課題及び対応(自由回答)

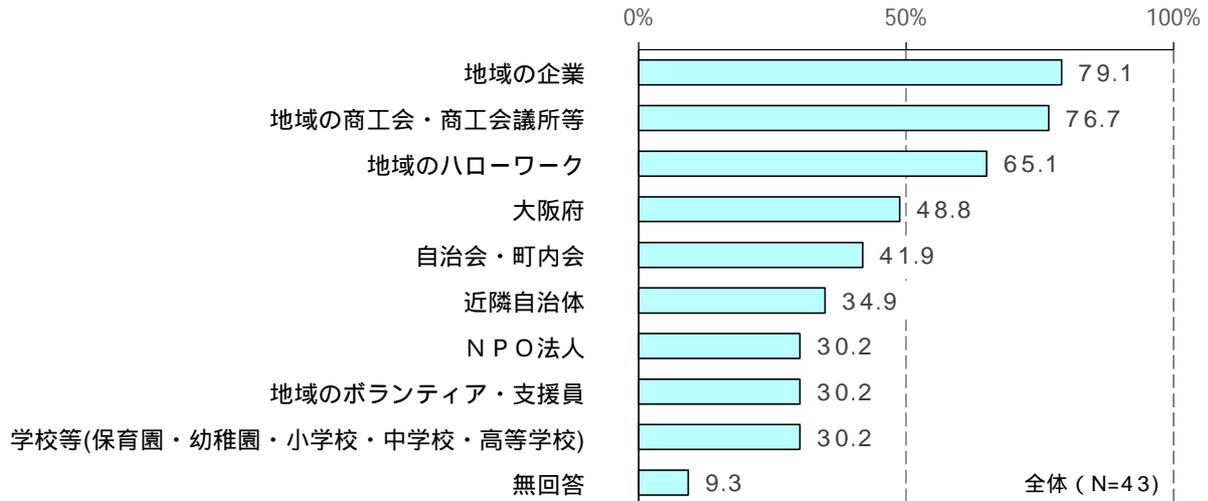
外国人労働者が増加していく場合の課題及び対応について、29 団体から回答が得られた。

課題として、「事業者に対する外国人雇用に関する各種制度等の周知」や「受入れ体制の整備」、「事業者や商工会議所、協同組合など、受入れ側との連携」をはじめ、「地域住民の理解」、「コミュニケーション・文化の違い」、「日本語教室の指導者不足」等があげているところである。これら課題への対応策として、「日本語教育の充実」をあげる団体もみられた。また、外国人労働者の現況把握を行うため、調査実施のうえ、対応策等の検討を予定していると回答した団体もあった。

(ウ) 外国人労働者の受入れを円滑に進めていくため連携していくべき団体等(複数回答)

外国人労働者の受入れを円滑に進めていくため連携していくべき団体等は、「地域の企業」が79.1%で最も高く、次いで「地域の商工会・商工会議所等」76.7%、「地域のハローワーク」65.1%となっている。

既に実施している取組として、地元商工会・商工会議所等との連携のもと、セミナー開催に取り組んだ事例があげられている。



5 . 新たな在留資格「特定技能」制度（H31.4 改正入管法施行）について

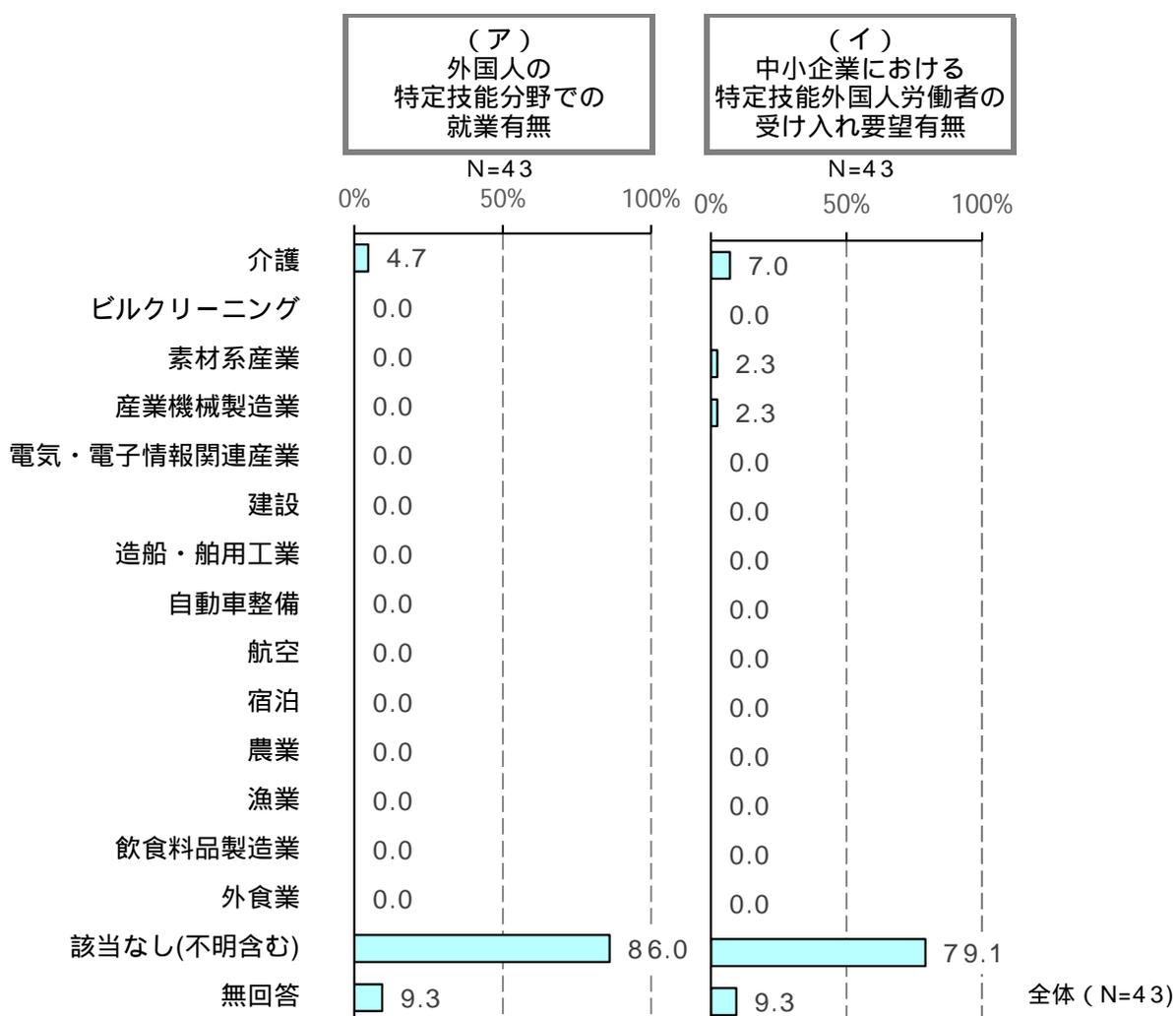
（1）新たな在留資格「特定技能」制度（H31.4 改正入管法施行）について

（ア）外国人の特定技能分野での就業の有無（複数回答）

（イ）中小企業における特定技能外国人労働者の受入れ要望の有無（複数回答）

外国人の特定技能分野での就業の有無について、「該当なし（不明含む）」が 86.0%、「介護」が 4.7% となっている。

中小企業における特定技能外国人労働者の受入れ要望の有無について、「該当なし（不明含む）」が 79.1%、「介護」7.0%（3 団体）、「素材系産業」及び「産業機械製造業」2.3%（各 1 団体）となっている。



(ウ) 積極的な外国人受入れに取り組む場合の新たな事業概要(自由回答)

外国人受入れに積極的に取り組むための新たな事業について、12団体から回答が得られた。

「企業向けセミナーの実施」や「日本語教育の充実」、「相談体制の強化」等、具体的事業をあげる一方、「現状は不明」や「検討中」と回答した団体もあった。

(ウ) 積極的な外国人受入れに取り組まない場合の理由(自由回答)

外国人受入れに積極的に取り組まない理由について、24団体から回答が得られた。

「庁内体制が整備されていない」、「外国人労働者の実態や事業者のニーズ等を把握できていない」、「事業者側からの要望がない」、「既に外国人労働者の受入れを進めている事業者がいくつかあり、自治体の取組として進める必要性が現時点ではない」、「現時点では、検討していない」といった回答があった。

(エ) 新たな在留資格「特定技能」制度への期待・課題・要望等(自由回答)

新たな在留資格「特定技能」制度への期待・課題・要望等について、10団体から回答が得られた。

制度への期待として、「市内事業所の人手不足解消」をあげる一方、課題として「特定技能1号は就労期間が5年と定められているが、企業は就労期間に制限のない人材を求めている」等の回答があった。また、要望として、「国・広域自治体・基礎自治体の役割分担の明確化」や「医療通訳等、広域的に取り組む課題については府が対応すべき」等の回答があった。

巻末付録．他団体の取組

外国人材の円滑な受入れ促進や共生社会づくりに向けて、地域の産業特性や就業動向、企業経営者のニーズ等を踏まえ、早くから独自の取組みを展開している自治体がある。ここでは、滋賀県、愛知県、大阪府八尾市の先進事例を紹介する。

1．滋賀県

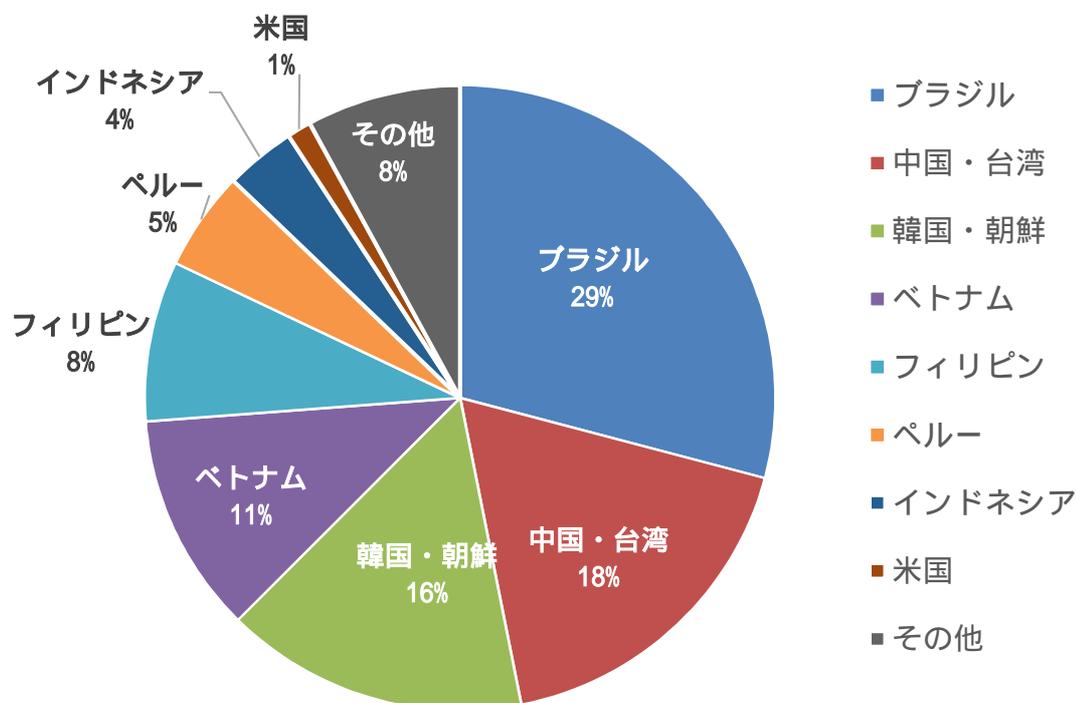
滋賀県では、1990年代から、県内の自動車、電気・電子機器、医薬品等の製造業に従事する日系移民が急増した。人種・民族は多様で、様々な文化的背景を持つ外国人が地域社会で暮らすことから、いち早く「多文化共生」の取組みに着手し、他自治体に先鞭をつけた施策を展開している。

(1) 県内の在留外国人・外国人労働者の状況

(ア) 国籍別外国人人口

県内の国籍別外国人人口は、上位から、ブラジル(8,525人、外国人全体の29%)、中国・台湾(5,194人、18%)、韓国・朝鮮(4,553人、16%)、ベトナム人(3,325人、11%)となっている。(2018年12月現在、住民基本台帳に基づく外国人人口)

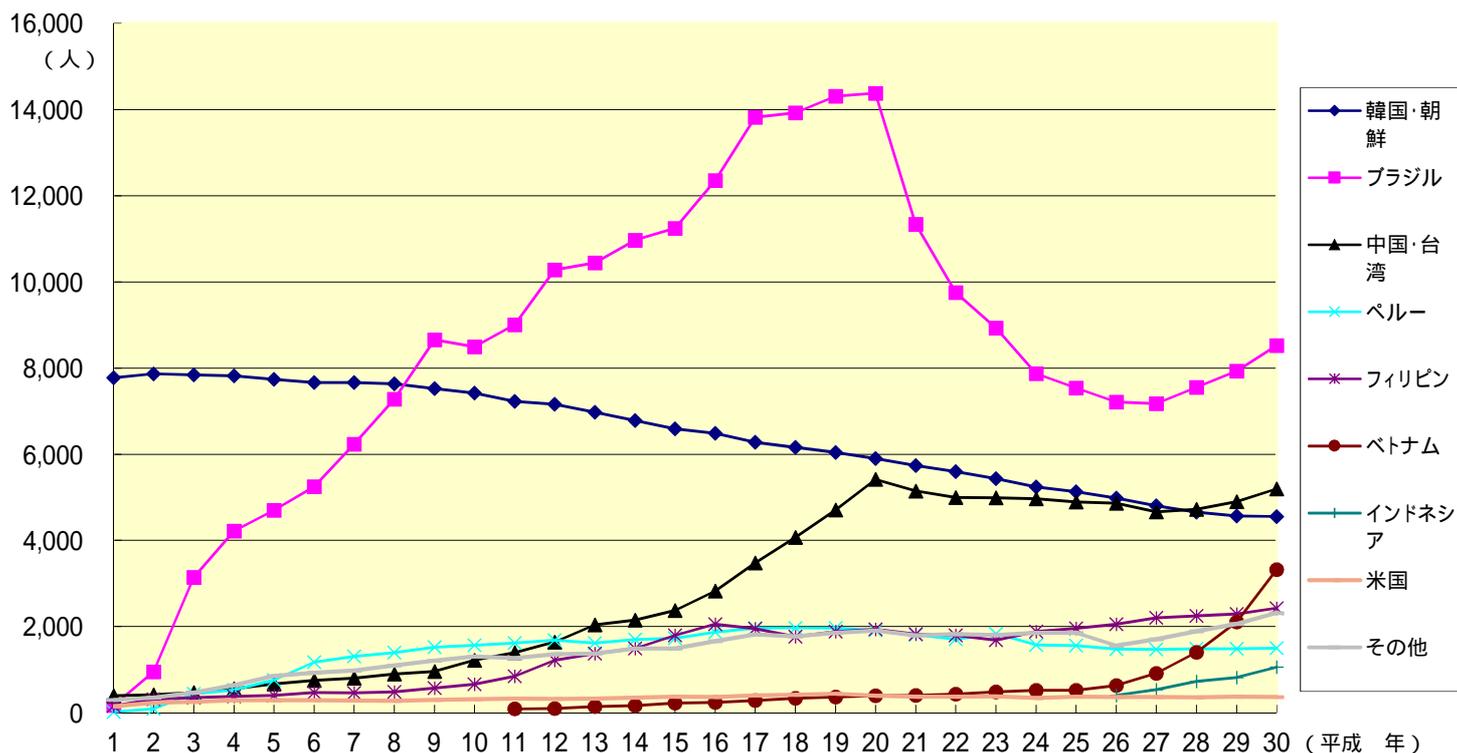
【滋賀県における国籍別外国人人口(グラフ)】



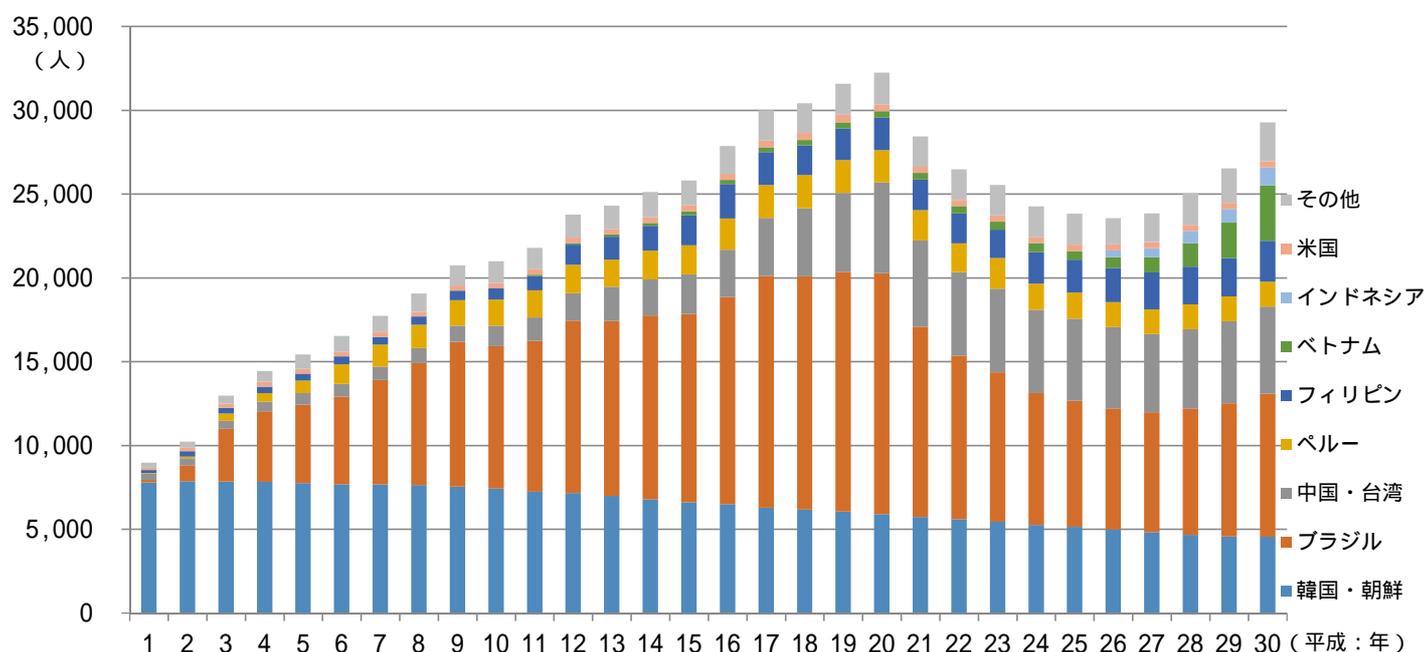
(イ) 国籍別外国人人口の推移

県内の外国人人口は、リーマン・ショックがあった2008年(平成20年)の32,232人をピークに減少が続いたが、2015年(平成27年)に増加に転じ、再び増加傾向にある。国籍別でみると、ブラジルが最も多いが、近年、ベトナムの技能実習生の増加が著しく、2018年(平成30年)には第4位になっている。

【滋賀県の国籍別外国人人口の推移(グラフ)】



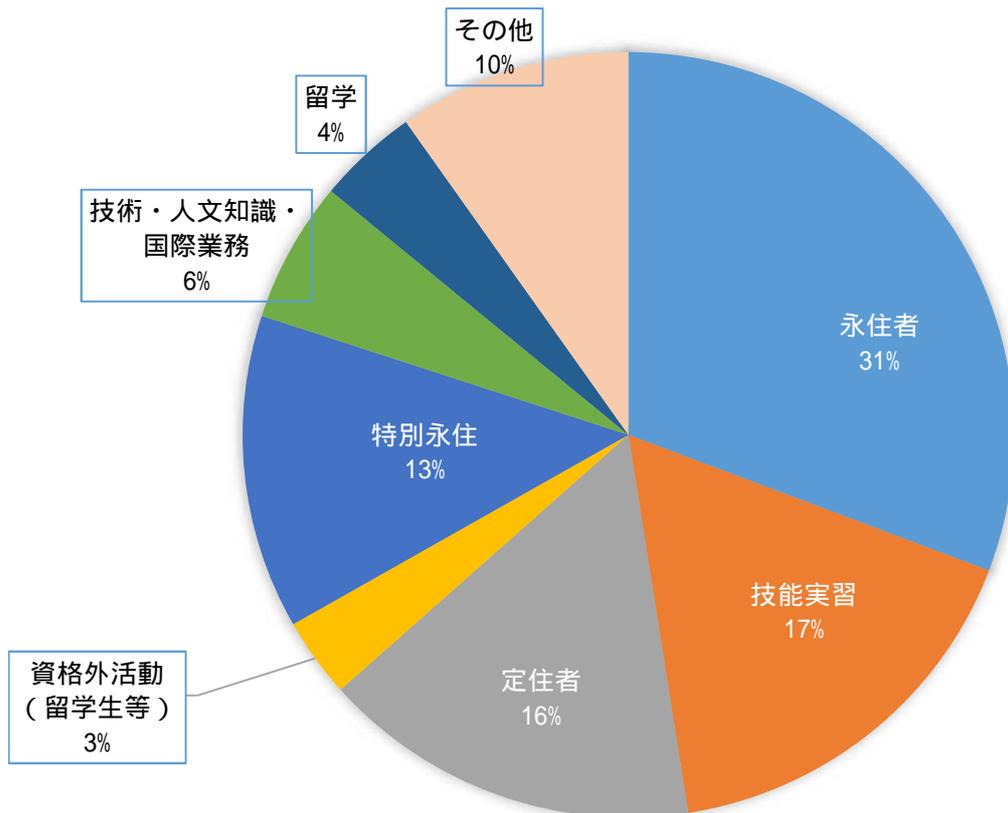
【滋賀県の国籍別人数の変化(グラフ)】



(ウ) 在留資格別外国人人口

県内の在留資格別外国人人口は、上位から、永住者(9,000人、外国人全体の30.8%)、技能実習(4,899人、外国人全体の16.7%)、定住者(4,644人、外国人全体の15.9%)となっている。定住者など、身分に基づく在留資格が全体の54.5%を占めている。

【滋賀県の在留資格別外国人人口(グラフ)】



(エ) 外国人労働者数の推移

県内の外国人労働者数をみると、外国人人口と同様、景況感の回復に伴い、増加傾向にある。

在留資格別でみると、近年は「技能実習」が急増しており、2018年10月31日時点で4,071人となっている。

【在留資格別の外国人労働者数の推移（グラフ）】



(2) 県の取組

(ア) 「滋賀県多文化共生推進プラン」と具体的事業の展開

滋賀県では、2010年4月から、「滋賀県多文化共生推進プラン（計画期間：5年間）」を策定し、多様な施策を進めてきたが、2019年度、「滋賀県多文化共生推進プラン（2015年度～2019年度）」（図参照）の改定を予定しており、経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題対応など、より実情に合ったプランとなるよう、見直しを行うこととしている。

なお、2019年度事業については、プランに加えて、新たな在留資格「特定技能制度」の創設をふまえ、外国人材の受け入れ・共生に関する施策構築を行った（図参照）。

「滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)」の概要

プラン改定にあたって

- 背景・趣旨**
 - 本県の外国人人口は、平成20年末の32,292人をピークに減少傾向で、平成25年末では24,712人。一方で、現在の長期化・定住化が進む。
 - 平成22年(2010年)7月より、外国人住民も、日本人と同様に住民基本台帳制度の適用対象になった。
 - 「日本再興戦略」(成田2014(平成26年6月24日))では、高度外国人材受入環境の整備や外国人材受入環境の整備の見直しなどが図れる。
 - こうした状況の下、日本人住民と外国人住民が共に多文化共生の社会を築き、一人ひとりの多様性が認められ、互いにとって暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある社会の実現を目指す。
- 改定の経緯**
 - 「地域における多文化共生推進プランについて」(平成18年3月総務省自治行政局国際室通知)に基づき、「しが多文化共生推進会議」を設け、審議(平成21年11月)を受け、平成22年4月にプランを策定、平成28年度をもって5年の計画期間が終了。
 - 経済・社会情勢の変化やそれに伴う課題への対応など、より実情に合ったプランとなる見直しを行う。
- プランの位置づけ**
 - 「滋賀県基本構想」の理念をふまえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取り組みの方向性を示す指針・計画。
- 計画期間**
 - 平成27年(2015年)度～平成31年(2019年)度の5年計画

外国人住民の概況等

- 【人口等】**
- 滋賀県人口: 人口減少局面に入ったと推測される。
 - 外国人人口: 平成20年末の32,292人をピークに減少傾向。
 - 国籍別別: 国籍等別では、ブラジル(7,945人、32.2%)、韓国・朝鮮(5,339人、21.6%)、中国・台湾(4,974人、20.1%)、フィリピン(1,978人、8.0%)、ペルー(1,633人、6.6%)の順。
 - 在留資格別: 在留資格別では、永住資格(永住者)は3,314人が33.6%を占め、増加傾向。

現状と課題

- 【コミュニケーション支援】**
- 言語ニーズの多様化: 外国人住民の国籍等の構成変化、滞在の長期化・定住化で日本語がある程度理解できる外国人住民もいる。
 - 日本語習得: 外国人住民は、日本語や日本社会について学び、理解することは重要。

【生活支援】

- 【労働等】**
- 雇用状況: 派遣・請負事業所に就労しているものの割合が高く、不安定な雇用形態。
 - 技能実習生: 国において期間延長や業種の拡大等が検討。
 - 住居費: 外国人住民は賃貸住宅等への入居制限を受けることがある。
- 【教育】**
- 外国人児童生徒: 日本語習得が必要な外国人児童生徒数は、平成22年に増加に転じ、在籍学校数も増加。
 - 医療・福祉
 - 外国人児童の受入: 医療通訳があるなど外国人児童の受入体制が整備された医療機関は限定されている。
 - 福祉との連携・相談・支援: 福祉・支援における福祉との連携も重要。また、今後は、外国人住民の高齢化も進む予想がある。
- 【防災】**
- 防災: 防災普及や地域の防災訓練などへの外国人住民の参加促進が必要。
- 【生活安全】**
- 犯罪の防止: 言語や法律、習慣などの違いにより、犯罪の当事者(被害者、加害者)となる可能性がある。

【多文化共生の推進づくり】

- 浸透: 啓発事業を通じ、多文化共生や外国人の人権尊重に関する理解を深めることが、引き続き必要。
- 社会広域への浸透: 地域活動やイベントへ参加しやすい環境づくりが必要。
- 県民のニーズ: 外国文化や言葉などを学びたいなど、国際感覚や異文化理解力を磨きたい県民ニーズ。
- 留学生支援: 留学生等の人材の活用。

現状と課題に対応する施策・取組の充実を

多文化共生推進に関する基本的な考え方

- 基本目標**
 - 国籍や民族などの異なる人々が、お互いを認め合い、県民一人ひとりが誇りを持って十分に活躍でき、地域のさらなる活性化につながる多文化共生社会を目指す。
- 多文化共生の意義**
 - (1) 地域の活性化
 - (2) 県民の異文化理解力や国際感覚の向上
 - (3) ユニバーサルデザインの実現・地域づくりの推進
 - (4) 市民活動団体と協働した地域づくりの推進
 - (5) 県民の人権意識の高揚

多文化共生施策の展開～推進に向けての10の施策～

1. ころが通じるコミュニケーション支援

- (1) 地域における情報の多言語化**
- ① 多言語による行政・生活情報の提供
 - ② 外国人住民のための相談窓口の設置、専門家の養成
 - ③ ★「やさしい日本語」等の普及
 - ④ ★多言語案内表示の普及
 - ⑤ さまざまな主体との連携による情報提供

2. 安心して暮らせる生活支援

- (3) 安心して働ける・暮らせる環境整備**
- ① 多言語による労働関係情報の提供
 - ② 外国人住民を多様な社会とした職業能力開発の支援
 - ③ ★多文化共生推進のための普及
 - ④ ★安心して暮らせる入居支援

(5) 安心して利用できる医療・医療・福祉体制の整備

- ① 多言語による社会保険等の情報提供
- ② ★相談・支援における医療・医療・福祉関係機関との連携
- ③ 外国人住民が可能な医療機関について情報提供
- ④ 外国人労働者の受入体制の整備

(6) 災害時への対応

- ① 外国人住民に対する防災知識の普及啓発
- ② 防災訓練などへの参加促進
- ③ 災害多言語支援センターの開設
- ④ 広域的な災害支援体制の構築
- ⑤ 災害時外国人入居支援のための人材養成

3. 活力ある多文化共生の地域づくり

- (8) 地域社会に対する意識啓発**
- ① 多文化共生の意義について行政職員の育成
 - ② 多文化共生意識を持つ行政職員の育成
 - ③ 交流の場づくり

(10) ★多様性を活かした地域づくり

- ① ★多様性を活かした地域づくり
- ② ★地域で活躍する外国人住民の情報発信 ★再掲

多文化共生施策の推進

- 各主体の役割(国、県、市町、国際交流協会、市民活動団体、企業、大学、自治会、県民)
- 推進体制(多文化共生推進本部、広域的な連携)
- プランの遂行管理(事業進捗状況把握、モニタリング指標、中間・期末評価)

【現在の多文化共生推進プラン(図)】

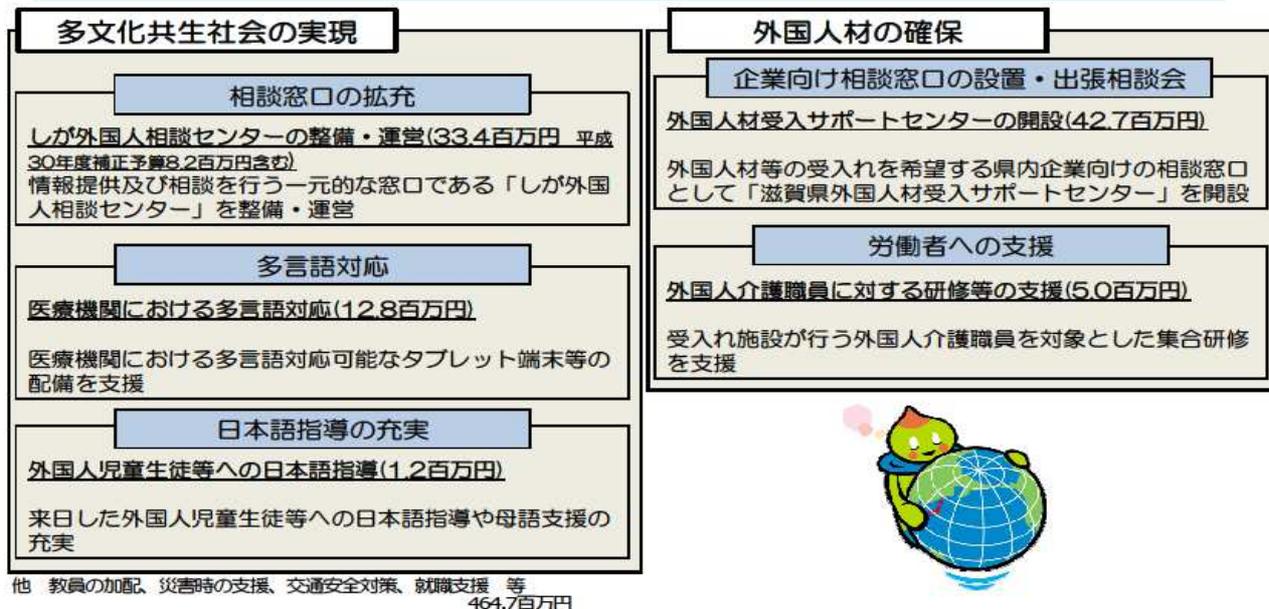
- (2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供**
- ① 日本語学習機会の提供
 - ② 日本語ボランティア指導者の人材育成
 - ③ 日本語教室への支援
- (4) 教育環境の整備**
- ① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等
 - ② ★外国人児童生徒等の受入体制の整備
 - ③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換
 - ④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教員の研修
 - ⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進
 - ⑥ 進路支援への取組み
 - ⑦ ★外国人児童生徒等の支援に取り組み市民活動の推進
 - ⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進
 - ⑨ 体験学習支援
- (7) 生活安全における支援の充実**
- ① 地域安全対策の推進
 - ② 交通安全対策の推進
- (9) 外国人住民の自立と社会参画**
- ① 社会活動への参加促進
 - ② ★地域で活躍する外国人住民の情報発信

(注)★印は、新しく盛り込んだ主な施策・取組です。

外国人材受入れ・共生に関する主な事業 （令和元年度当初予算）



外国人材の円滑な受入れと、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備の推進
（559.9百万円）平成30年度補正予算8.2百万円含む



（イ）「滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム」の設置

2019年1月、国における新たな在留資格「特定技能」の創設に向けて、全庁的な体制として、検討チームを設置。チームには、人材確保部会と多文化共生部会の2つの部会を設置し、外国人材の円滑な受入れと多文化共生社会の実現に資する施策の検討等を進めている。

（ウ）「滋賀県外国人材受入れサポートセンター」の開設

2019年4月の「特定技能」創設などにより外国人材等の受け入れを希望する企業の増加が見込まれることから、県内企業向けの相談窓口として「滋賀県外国人材受入サポートセンター」を開設し、行政書士や社会保険労務士など、外国人材の雇用のスペシャリストによる専門相談員を企業に派遣するとともに、外国人材の採用・定着に関する企業向けセミナーを開催するなど、人材不足に直面する県内企業が外国人材を円滑かつ適正に受け入れることができるよう必要な支援を実施している（図参照）。

（エ）「しが外国人相談センター」の運営

2019年4月より、これまでの4言語（ポルトガル語・スペイン語・英語・タガログ語）対応可能な相談員・通訳員に加え、2言語（ベトナム語・インドネシア語）対応可能な相談員の増員や自動翻訳機の設置・三者通訳等の導入により多言語での相談体制の充実・強化を図っている（図参照）。

外国人材の受入れ・共生に関する取組について

事業趣旨

改正入管法の施行により新たな在留資格を有する外国人材等の受け入れを希望する企業が増加する見込み
⇒人材不足に直面する県内企業等が外国人材を円滑かつ適正に受け入れることができるよう支援体制を整備

国交付金活用

